

下水の水質測定回数を定める要領

(趣旨)

第1条 この要領は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第12条の12の規定による水質の測定に関し、下水道法施行規則（以下「省令」という。）第15条第2号ただし書の規定に基づき公共下水道管理者として行う「別の定め」につき、必要な事項を定めるものとする。

(測定回数に関する別の定め)

第2条 省令第15条第2号ただし書の規定に基づき公共下水道管理者が定める水質の測定回数に関する「別の定め」は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、事業場の原材料、薬品等の使用実態等により、別表左欄に掲げる水質の項目のうち、下水道に排出されるおそれがないと市長が特に認めたものについては、当該項目についての測定回数を変更し、又は測定不要とすることができる。

(水質基準を超過した場合の措置)

第3条 市長は、特定施設の設置者に対し、法第12条の12の規定により行った水質の測定結果が法又は千葉市下水道条例（昭和38年千葉市条例第16号）に規定する下水排除基準を超過した場合は、直ちに市長へ報告するよう求めるものとする。

2 市長は、前項の報告を受けた場合及び法第13条に規定する立入検査で下水排除基準の超過が確認された場合は、必要に応じて前条第2項の規定により変更し、又は不要とした測定回数を見直すものとする。

(補則)

第4条 この要領を実施するために必要な事項は、建設局下水道企画部長が定めるものとする。

(附則)

この要領は、平成16年3月26日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

下水の水質測定回数

下水道法第12条の12に規定する水質の測定は、次の表の左欄に掲げる水質の項目に応じ、同表の右欄に掲げる回数とする。

水 質 の 項 目	測 定 の 回 数	
カドミウム及びその化合物 シアン化合物 有機燐化合物 鉛及びその化合物 六価クロム化合物 砒素及びその化合物 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 アルキル水銀化合物 ポリ塩化ビフェニル	14日を超えない排水の期間ごとに1回以上	
トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン 四塩化炭素 1. 2-ジクロロエタン 1. 1-ジクロロエチレン シス-1. 2-ジクロロエチレン 1. 1. 1-トリクロロエタン 1. 1. 2-トリクロロエタン 1. 3-ジクロロプロペン チウラム シマジン チオベンカルブ ベンゼン セレン及びその化合物 ほう素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 1. 4-ジオキサン フェノール類 銅及びその化合物 亜鉛及びその化合物 鉄及びその化合物（溶解性） マンガン及びその化合物（溶解性） クロム及びその化合物	1箇月を超えない排水の期間ごとに1回以上	
ダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条のダイオキシン類をいう。）	1年を超えない排水の期間ごとに1回以上	
温度 水素イオン濃度	排水の期間中1日1回以上	
生物化学的酸素要求量	平均排水量50m ³ /日未満	平均排水量50m ³ /日以上
浮遊物質 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量・動植物油脂類含有量） 窒素含有量 りん含有量 沃素消費量	3箇月を超えない排水の期間ごとに1回以上	1箇月を超えない排水の期間ごとに1回以上